

**令和6年度
農業人材確保支援モデル構築事業委託業務**

業務仕様書

令和6年5月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度農業人材確保支援モデル構築事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

県では、就農者確保に向けた情報発信の取組を強化するため、一関地域における栽培品目や行政支援等の経済的要素や、生活インフラ等の生活的要素を整理し、就農希望者に効果的に働きかける訴求点の明確化と訴求点を体験できる現地体験プログラムを立案・試行することとしている。そこで、現地体験プログラムに係るWEB広告制作及び農業求人媒体への掲載並びにWEB広告の運用効果分析を行い、今後の効果的な情報発信の資とすることを目的とする。

(2) 業務概要

- ア 業務名 令和6年度農業人材確保支援モデル構築事業委託業務
- イ 委託期間 委託契約締結日から令和6年12月31日（火）まで

(3) 委託内容

業務実施にあたっては、県と協議しながら次のとおり行うこと。

ア 体験プログラムの告知用WEB広告（チラシ）制作

- ・A4サイズ両面（2ページ）のサイズで制作すること。
- ・広告データの納品はCD-ROM又はDVDで行うこと。
- ・チラシの記載内容の構成・制作にあたっては、「農業人材確保支援モデル構築事業に係る戦略会議」※との連携を密にし、戦略会議で整理した「訴求点」等を反映させるとともに、就農希望者に対して「訴求点」を効果的にPRできる内容とすること。
- ・チラシレイアウトは、翌年度以降県側で適宜修正しやすいよう配慮すること。

※農業人材確保支援モデル構築事業に係る戦略会議について

（設置）

令和6年度農業人材確保支援モデル構築事業の推進にあたり、一関地域への新規就農希望者に対する訴求点の明確化等の情報発信力の強化に向け設置するもの。

（構成）

戦略会議は、岩手県（一関農林振興センター、一関農業改良普及センター）、一関市、平泉町、いわて平泉農業協同組合の担当で構成する。

（活動内容）

- ①戦略会議の開催（下記②、③を検討）
- ②就農希望者に対する情報発信の強化に向けた訴求点の明確化
- ③訴求点を体験できる現地体験プログラムの立案と実施

イ 農業求人媒体等を活用した集客活動の実施

- ・農業求人WEB媒体等を活用し、集客活動を実施すること。
- ・活用する農業求人WEB媒体等の選定、掲載方法、掲載時期について「農業人材確保支援モデル構

築事業に係る戦略会議」との連携を密にし、戦略会議の方針に沿った集客活動を実施すること。
なお、掲載時期については、体験プログラムの実施期日を勘案し十分な掲載期間となるよう配慮すること。

- また、掲載したWEB広告について、必要に応じて県及び一関市のHP等からリンクできるよう配慮すること。
- 申し込みがあった都度、県へ連絡を入れること。
- 体験プログラムの募集定員が超過しそうな際は、県側と協議の上広告の掲載を停止すること。

ウ WEB広告の運用効果分析

イの集客活動後に、次のとおりWEB広告の運用効果分析を行い報告すること。

【運用効果分析】

- ①月別の広告表示回数の報告
- ②月別の広告クリック回数の報告
- ③①～②に基づくWEB広告の費用対効果の整理、問題点、改善策の提案

2 契約に関する条件

(1) 再委託の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。
- イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

- 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

- 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。